『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則施行細則の一部改正 新旧対照表』

現 行 改 正

日本透析医学会専門医制度規則施行細則

- 第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事(以下「担当理事」という)、専門区分の委員(以下「専門委員」という) および各都道府県委員または細則第2条に定める10地区よりの委員(以下「地区委員」という)をもって構成する.ただし、委員会の委員数は別に定める.なお、第4条第1項の5小委員会の委員長は専門委員を兼務する.
- 第5条 専門医を申請する者は<u>別表</u>に掲げる30単位を 取得していること.
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加1回以上を含むこと.
 - 3 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表1件以上行っており、かつ原著(基礎的・臨床的研究あるいは症例報告で共著でも可)を1編以上を含むこと.
- 第6条 専門医を更新申請する者は、当該認定期間5年 間のうち、<u>別表</u>に掲げる50単位を取得してい ること.
 - 2 省略
 - 3 省略
- 第7条 指導医を申請する者は、申請時より過去5年間 において<u>別表</u>に掲げる60単位を取得している こと、
 - 2 省略
 - 3 <u>業績については</u>筆頭者として<u>血液浄化法に関する</u>発表2件以上を行っており,うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと.
- 第8条 指導医を更新申請する者は、当該認定期間5年 間のうち、<u>別表</u>に掲げる50単位を取得してい ること、
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上
 - 3 省略
- 第23条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるもの

日本透析医学会専門医制度規則施行細則

- 第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事(以下「担当理事」という)、専門区分の委員(以下「専門委員」という)をもって構成する. ただし、委員会の委員数は別に定める. なお、第4条第1項の5小委員会の委員長は専門委員を兼務する.
- 第5条 専門医を申請する者は、取得単位として、「専門 医・指導医の初回認定・更新における認定基 準」(以下認定基準) に掲げる 30 単位を取得し ていること。
 - 2 上記<u>取得</u>単位には本学会年次学術集会参加1 回以上を含むこと.
 - 3 筆頭者として<u>学会</u>発表1件以上行っており、 かつ論文1編以上を含むこと.
- 第6条 専門医を更新申請する者は、<u>取得単位として</u>, 当該認定期間5年間のうち、<u>認定基準</u>に掲げ る50単位を取得していること.
 - 2 省略
 - 3 省略
- 第7条 指導医を申請する者は、<u>取得単位として</u>申請 時より過去5年間において<u>認定基準</u>に掲げる60 単位を取得していること.
 - 2 省略
 - 3 筆頭者として<u>学会</u>発表<u>(論文筆頭著者での代用可)</u>2件以上を行っており,うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと.
- 第8条 指導医を更新申請する者は、<u>取得単位として、</u> 当該認定期間5年間のうち、<u>認定基準</u>に掲げる 50単位を取得していること.
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上を含むこと.
 - 3 省略
- 第23条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるもの

現 行

を症例要約として提出すること.

- (1) 維持透析症例
- (2) 慢性腎不全透析導入症例
- (3) 急性腎不全血液浄化症例
- (4) 腹膜透析症例
- (5) 血液透析装置の組み立て・操作症例
- (6) バスキュラーアクセス<u>作製症例(手術助手や</u> 手術見学を含む)
- (7) 一時的バスキュラーアクセス留置症例
- (8) 透析症例剖検例または死因検討例
- (9) その他の血液浄化法(血漿交換,吸着,顆粒 球除去など)
- (10) 腎移植症例 (移植手術の見学, 移植の情報提供を含む)
- 第7章 生涯教育プログラムおよび地方学術集会
- 第25条 会誌上に公示した単位取得可能学術集会以外 で新たに参加単位取得を希望する学術集会は, 専門医制度委員会に申請することが出来る.
 - 2 専門医制度委員会は、申請に基づき審査を 行って、本学会関連学術集会としての適否を 認定し、認定された学術集会を会誌上に公示 する.
 - 3 認定基準については別表に定める.

改正

- を症例要約として提出すること.
- (1) 維持透析症例 (少なくとも血液透析1例および腹膜透析1例を含む)
- (2) 慢性腎不全透析導入症例 (少なくとも血液透析 1 例を含む)
- (3) 急性腎不全血液浄化症例
- (4) 血液透析装置の組み立て・操作症例
- (5) <u>バスキュラーアクセス作製症例(手術助手や</u> 手術見学を含む)
- (6) バスキュラーアクセスカテーテル留置症例
- (7) 透析症例剖検例または死因検討例
- (8) <u>その他の血液浄化法(血漿交換,吸着,顆粒</u> 球除去など)
- (9) <u>腎移植症例(移植手術の見学</u>,移植の情報提供を含む)
- (10) 削除
- 第7章 生涯教育プログラムおよび学術集会の認定
- 第25条 会誌上に公示した単位取得可能学術集会以外 で新たに参加単位取得を希望する学術集会は, 専門医制度委員会に申請することが出来る.
 - 2 専門医制度委員会は、申請に基づき審査を 行って、本学会関連学術集会としての適否を 認定し、認定された学術集会を会誌上に公示 する.
 - 3 認定基準については<u>下記のいずれも満たすも</u> のとする.
 - 1) 定期的に年1回以上開催されている血液浄化に 関する学術集会であること.
 - 2) 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること._
 - 3) 集会参加証が発行されていること. (本学会指 定参加証発行)
 - 4) 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会 費または会場費が徴収されていること. (複数 の会社が賛助会員となっているなどは可)
 - 5) 会則を備えており、会計報告などが行われていること._
 - 6) 専門医制度委員会にて前年度中に承認された 学術集会であること.
 - 7) 本学会関連地方学術集会においては、県単位以上のレベルで開催されるものとし、1県2集会

現行	改 正
第 26 条 省略	以上は原則として認めない. 全国単位の学術集会においては、複数回開催の場合、必ずしも学術集会でなくても、医師教育を目的とした講習会、セミナー、等、専門医制度委員会が認める集会も対象となる。 4 対象となる学術集会名は、年1回学会誌に公示する。 5 対象となる学術集会名は、年1回学会誌に公示する。 5 対象となる学術集会は、定期的に調査を行い、適切ではないと専門医制度委員会が判断し、理事会で承認された場合には、認定を取り消すものとする。 第8章 費用の納付 第26条 省略 第27条 省略 第28条 省略 第29条 省略 第29条 省略 第10年4月1日から適用する。この細則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認平成16年4月1日から施行する。この細則は、平成21年4月1日から施行する。この細則は、平成21年4月1日から施行する。この細則は、平成24年4月1日から施行する。この細則は、平成24年4月1日から施行する。この細則は、平成25年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成26年4月1日から施行する。この細則は、平成29年4月1日から施行する。この細則は、平成30年4月1日から施行する。この細則は、平成31年4月1日から施行する。この細則は、令和3年4月1日から施行する。この細則は、令和3年4月1日から施行する。この細則は、令和4年4月1日から施行する。この細則は、令和4年4月1日から施行する。この細則は、令和4年4月1日から施行する。この細則は、令和4年4月1日から施行する。この細則は、令和4年4月1日から施行する。この細則は、令和4年4月1日から施行する。

現 行

別表

【業績】本学会年次学術集会参加,発表および本学会誌 (日本透析医学会誌,TAD,RRT)掲載論文は業績として認める.他学会や研究会の発表,本学会誌以外の雑誌への論文発表の場合には,透析患者の血液浄化関連に限る.本学会誌以外に掲載された,非透析患者の透析以外の血液浄化療法に関する研究論文,症例報告は認めない.

《学会参加》 *1

年次学術集会参加……10 単位

《学会発表》 *2

筆 頭 者………各学会出席単位の2倍 共同発表………各学会出席単位の1/2

《論文》 *3

・本学会誌<u>(</u>原著, 症例報告, 総説<u>は認める)</u>筆 頭 者……20 単位共同著者……2 単位

・その他雑誌 (原著, 症例報告は認める)

改正

専門医・指導医の初回認定・更新における認定基準

【業績】取得単位をもって業績評価とする.

取得単位は1. 学会参加 2. 学会発表 3. 論文, 4. セルフトレーニング問題正答, 5. e-ラーニング問題正答から構成される.

専門医,指導医の初回認定および更新において 必須基準をみたしかつ規定単位数の取得をもっ て業績の条件とする.

1. 学会参加

- ・本学会の年次学術集会参加は必須であり、回数に ついては専門医、指導医の初回認定および更新に おいて必須基準が異なる。
- ・ その他下記【学会参加および学会発表として認め られる学術集会等】に定める学会の参加が単位と して認める.
- ・同一学術集会会期中において開催される複数の生 涯教育プログラムを受講しても5単位とする.

2. 学会発表

- ・下記の単位が、出席単位に追加して取得を認める. 筆 頭 者………各学会出席単位の2倍 共同発表………各学会出席単位の1/2
- ・<u>教育講演、シンポジウム、パネルディスカッショ</u>ン、ワークショップなどを含む.__
- ・指導医については地方学術集会での発表は1回の みを認める.
- ・<u>専門医・指導医の初回認定における発表学会は下</u> 記【学会参加および学会発表として認める学術集 会等】に掲載された学会に限る.
- ・本学会の年次学術集会以外の学会, 研究会における発表は, 透析患者に関する発表に限る(下記, 【学会発表・論文に関する注意点】参照).

3. 論文

- ・以下のものを論文業績と認め、以下の単位取得を認める.
 - ・本学会誌<u>に発表した</u>原著,症例報告,総説 筆頭著者………20 単位

本学会誌とは、日本透析医学会雑誌, Renal Replacement Therapy, Therapeutic Apheresis and Dialysis (なお, Therapeutic Apheresis and Dialysis 誌は, 2021年12月末までに発行されたものに限る)を指す.

・その他の雑誌の原著、症例報告(透析患者に関す

現 行

①編集委員会にレフェリー制度があるもの. ②大学病院で発行されたものは認める, 院内誌

や製薬メーカー誌は含まれない. ③学会の proceeding は論文として認める.

筆頭者……5単位

共同著者………1 単位

改正

る論文に限る. 下記, 【学会発表・論文に関する注 意点】参照. また総説・解説は認めない)

筆頭著者……5 単位

共同著者……1 単位

その他の雑誌とは以下のいずれかの条件を満た す雑誌とする. なお, 院内誌や製薬メーカー誌は 認めない.

- ①編集委員会にレフェリー制度があるもの.
- ②学会の proceeding
- ③大学病院で発行されたもの.
- ・資格認定・更新の申請締め切り日までに、発行あ

るいは受理(アクセプト)されていること.

4. セルフトレーニング問題正答

- ・専門医, 指導医更新の際必須であり, 5単位取得 できる._
- ・毎年,取得単位として認める.

5. e-ラーニング問題正答

- ・1 単位取得できる. ただし, 「教育講演 (60 分間講 演)」を1回または「教育講演 (30 分講演)」を2 コマ連続で1回視聴し正答すること.
- ・e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限は5 単位とする. (e-ラーニングによる単位は、同年 の年次学術集会期間中の教育講演で単位を取得 していない者のみが取得できる.)
- ・専門医・指導医の更新において、認定期間5年間 のうち e-ラーニングおよび生涯教育プログラム の受講により認定される取得単位数の上限は25 単位とする.

注*1:同一学術集会会期中において開催される複数の 生涯教育プログラムを受講しても5単位とする.

- 注*2:教育講演,シンポジウム,パネルディスカッショ ン、ワークショップなどを含む指導医について は地方学術集会での発表は1回のみが認められ る. 発表学会は別表に掲載された学会が望まし Vi.
- 注*3:原著論文として,本学会誌(日本透析医学会誌, TAD, RRT) に掲載された論文, 透析患者の血 液浄化関連に関する研究論文及び症例報告を認 める.

なお, 原著論文は, 資格認定申請年の6月30日 までに、発行あるいは受理(アクセプト)されて

【学会発表・論文に関する注意点】

- ・本学会の年次学術集会における学会発表, 本学会 誌における論文はいずれも業績として認める.
- ・それ以外の学会発表、論文は、透析に関する発表 に限る. 以下に業績として認める学会発表・論文 の要点を示すが、この点は、これまでたびたび議 論されたので、提出の際、留意されたい._
- ▶維持透析患者を対象としたもの.__
- ▶ 維持透析の導入に関するもの.
- ▶維持透析の透析アクセスに関するもの.
- ▶ 維持透析患者に対する腎移植に関するもの.

《e-ラーニング問題正答》*5

《セルフトレーニング問題正答》*4

1 単位

5単位

ただし、「教育講演 (60 分講演)」を1回または 「教育講演(30分講演)」を2コマ連続で1回視 聴し正答すること.

現行

いることとし,本学会誌以外に掲載された,非 透析患者の透析以外の血液浄化療法に関する研 究論文,症例報告は認めない.

注*4:毎年認められる._

注*5:① e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限 は5単位とする.(ただし,年次学術集会に参加 し教育講演等を聴講し5単位を取得した者を 除く.)

②認定期間5年間のうち卒後教育プログラム取得認定単位数上限は25単位とする.

		単位	申請条件
専門医	初回認定	30	本学会年次学術集会参加1回以上, 学会筆頭発表1件以上と <u>原著</u> 1編以 上の両者(* <u>6</u>)
	更新	50	本学会年次学術集会参加2回以上 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答す ること
指導医	初回認定	60	本学会年次学術集会参加3回以上 (うち1回分は本学会認定地方学術 集会参加でも可,ただし地方学術集 会参加は1/2回と計算される) 別表学会筆頭発表2件以上(うち本 学会年次学術集会1件以上または本 会誌論文1編以上)
	更新	50	本学会年次学術集会参加2回以上 指導医認定期間5年間のうちセルフ トレーニング問題を1回以上正答す ること(* <u>7</u>)

注*6: 専門医については、筆頭者としての学会発表、および<u>原著</u>(必ずしも筆頭でなくてもよい)の両方が必要である.

*7: 指導医更新期間のセルフトレーニング問題1回 以上正答は、専門医更新期間中のセルフトレー ニング問題を1回以上正答すれば兼ねることが

改正

【専門医,指導医の初回認定・更新において必要な業績基準				
		<u>必要</u> 取得	必須の業績基準(*1)	
		<u>単位</u> 数		
専門医	初回認定	30	本学会年次学術集会参加1回以上 学会筆頭発表1件以上と <u>論文</u> 1編以 上の両者(* <u>2</u>)	
	更新	50	専門医認定期間5年間に、本学会年 次学術集会参加2回以上 <u>および</u> セル フトレーニング問題を1回以上正答 すること	
指導医	初回認定	60	申請時より過去5年間において本学会年次学術集会参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集会参加でも可、ただし地方学術集会参加は1/2回と計算する)学会筆頭発表(論文筆頭著者での代用可)2件以上(うち本学会年次学術集会1件以上または本会誌論文1編以上)	
	更新	50	指導医認定期間 5 年間に,本学会年 次学術集会参加 2 回以上およびセル フトレーニング問題を 1 回以上正答 すること (*3)	

注*****1:必須の業績基準に含まれる業績も取得単位としてカウントする.

*2: 専門医<u>の初回認定</u>については,筆頭者としての 学会発表,および<u>論文</u>(必ずしも筆頭でなくても よい)の両方が必要である.

*3: 指導医更新期間のセルフトレーニング問題1回

現行	改 正
できる.	以上正答は、専門医更新期間中のセルフトレーニング問題を1回以上正答すれば兼ねることができる.
【地方学術集会認定基準】 1. 県単位以上のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること. 2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること. 3. 集会参加証が発行されていること.(本学会指定参加証発行) 4. 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること.(複数の会社が賛助会員となっているなどは可) 5. 会則を備えており、会計報告などが行われていること. 6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること.1県1集会以上は原則として認めない. 7. これら集会名は年1回学会誌に公示.	【学会参加および学会発表として認められる学術集会等】 学会参加および学会発表として認める学術集会等には 下記のようなものがある。 1. 本学会およびその研修 2. 基本領域学会およびその研修 3. 本会指定学会およびその研修 4. 関連学会・研究会およびその研修 5. 国際学会 詳細な個別の学術集会等については、学会ホームページを参照のこと。
【全国規模学術集会認定基準】 1. 全国単位のレベルで定期的に年1回以上開催されて	

- 1. 全国単位のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること. 複数回開催の場合,必ずしも学術集会でなくても, 医師教育を目的とした講習会,セミナー,等,専門医制度委員会が認める集会も対象となる.
- 2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること.
- 3. 集会参加証が発行されていること. (本学会指定参加 証発行)
- 4. 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費ま たは会場費が徴収されていること. (複数の会社が賛 助会員となっているなどは可)
- 5. 会則を備えており、会計報告などが行われていること.
- 6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること.
- 7. これら集会名は年1回学会誌公示

【学会参加および学会発表として認める学術集会等】

	対象学会,在	L 単位			
			参加による	発表し	こよる
			単位	追加	単位
				<u>筆頭</u>	<u>共同</u>
<u>本学会</u>	<u>年次学術集会</u>		<u>10</u>	<u>20</u>	<u>5</u>
<u>および</u>	年次学術集会の教育講演		<u>5</u>	<u>20</u>	<u>5</u>
<u>その研修</u>	関連地方学術集会		<u>5</u>	<u>10</u>	<u>2.5</u>
	地方学術集会における本学会主催生涯教育プログラム			<u>10</u>	<u>2.5</u>
基本領域学会	日本内科学会 総会			<u>10</u>	<u>2.5</u>
<u>および</u>	地方会(地区レベル)			4	1
<u>その研修</u>	日本小児科学会 総会			<u>10</u>	<u>2.5</u>
	地方会(地区レベル)			2	<u>0.5</u>
	日本外科学会 総会		<u>5</u>	<u>10</u>	<u>2.5</u>
	日本泌尿器科学会 総会		<u>5</u>	<u>10</u>	<u>2.5</u>
	東部・中部・連合総会		<u>3</u>	<u>6</u>	<u>1.5</u>
	地方会 (県レベル)			2	<u>0.5</u>
	日本救急医学会 総会			<u>10</u>	<u>2.5</u>
	日本麻酔科学会 総会			<u>10</u>	<u>2.5</u>
本会指定学会	日本医学会総会		<u>10</u>	<u>20</u>	<u>5</u>
<u>および</u>	日本腎臓学会 総会		<u>5</u>	<u>10</u>	<u>2.5</u>
<u>その研修</u>	東部会または西部学術大会			<u>6</u>	<u>1.5</u>
	日本人工臓器学会総会		<u>5</u>	<u>10</u>	<u>2.5</u>
	日本 ME 学会総会		3	<u>6</u>	<u>1.5</u>
	日本移植学会			<u>6</u>	<u>1.5</u>
	日本小児腎臓病学会			<u>6</u>	<u>1.5</u>
	<u>日本小児腎不全学会</u>			<u>6</u>	<u>1.5</u>
	日本透析医会/研修セミナー		3	<u>6</u>	<u>1.5</u>
	透析療法従事職員研修		<u>10</u>	発表し	こよる
				取得単	位なし
関連学会,	日本急性血液浄化学会	<u>日本アフェレシス学会</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>1.5</u>
研究会	日本医工学治療学会	日本腹膜透析医学会			
<u>および</u>	日本腎臓病薬物療法学会	日本腎臓リハビリテーション学会			
<u>その研修</u>	日本フットケア・足病医学会	日本透析アクセス医学会			
	日本サイコネフロロジー学会	日本 HDF 医学会			
	日本透析クリアランスギャップ研究会	血液浄化心不全研究会			
	日本腎栄養代謝研究会	日本腎不全外科研究会			
	日本小児 PD・HD 研究会	全国腎疾患管理懇話会			
	透析バスキュラーアクセスインターベンション治療医学会	日本ハイパフォーマンス・メンブレン研究会			
	日本次世代人工腎臓研究会	在宅血液透析研究会			
	腎不全研究会	長時間透析研究会			
	日本高齢者腎不全研究会	インターベンショナルネフロロジー研究会			
	日本透析機能評価研究会	腎とフリーラジカル研究会			
国際学会	ICN	ASN	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>2.5</u>
	ASAIO	ISAO			
	ISBP	INFA			
	APCM-ISPD2019		<u>3</u>	<u>6</u>	<u>1.5</u>
	*				